第３回　洞爺湖町景観計画策定委員会「会議概要」

■：事務局説明等　〇：質疑、意見等　●：回答

**１．議事**

**■事務局より説明**

（１）洞爺湖町の景観計画区域の一般区域と（仮称）景観形成重点区域について

（２）入江・高砂貝塚景観エリアの景観づくり

（３）沿道景観エリアの景観づくり

**2．意見交換**

○沿道景観形成重点区域は、国道２３０号線を中心に湖畔側と山側について検討する必要が

ある。

○国道２３０号線沿いの畑は、農業振興地域なので景観形成重点区域にまで設定する必要は

ない。

○国道２３０号線付近から湖畔までの土地や道路沿いに建物や看板が設置されると景観を壊

すことから規制する必要性を感じる。

○国道２３０号線を想定して沿道景観形成重点区域という名称にするのであれば、湖畔側だ

けを設定するのは名称にそぐわない。

●沿道景観形成重点区域は、旭浦と成香を範囲としており、湖畔を保護するため最低限のラ

インを設定して提案している。区域設定と基準については、再度、検討する余地がある。

●国道２３０号線沿いに看板や広告が景観を阻害すると考えるのであれば、沿道景観形成重

点区域の中でルールを設定し対応することができる。

○ヒアリングは、本町や温泉に関わる団体だけ行っているのか。

○温泉街から見た景観についてしか、重点が置かれていない。

○入江・高砂貝塚について、植樹して建物を目隠しするような景観づくりは不自然である。

また、貝塚付近の住民には景観計画について、別途、説明する場を設けた方が良い。

●NPO法人洞爺町づくり観光協会にもヒアリングを行う予定であったが新型コロナウイルス

の影響等により実施できずにいた。

○本町地区から見た中島や昭和新山の景観なども素晴らしいので温泉街だけでなく、他の地

域の景観も必要である。

○洞爺湖サミットが開催され、山頂に人工物（ホテル）が建設されると景観的に調和しない。

○準都市計画区域では高さの制限はないのか。

●準都市計画区域に高さの制限はないが、道路斜線勾配や隣地斜線勾配の規定があり高さ制

限に関わってくるものがある。

○洞爺地区は、国立公園特別地域や準都市計画区域など様々な条例が制定されており、海外

資本による乱開発は防ぐことができると言われていたが、現状は違っていた。

○法令が正しく運用されているのか、届出以降の管理が見受けられない。

○景観計画が策定され景観団体になった後の所管と管理は、どの部署でおこなわれるのか。

●景観計画を担当する部署は建設課となる。

●法令遵守等については、パトロールや洞爺総合支所と連携して確認を行う。

●景観計画は、都市計画区域外も含めて設定することができ、建築行為等への届出、勧告・

変更命令等を行うとことができる。

○満月の夜に湖水へ映る景観を守ると言うことも検討すべきであり、どの様な資源を大切に

すべきか関係者に意見をもらうことも必要である。

○本町地区は、洞爺湖温泉・ジオパーク・入江･高砂貝塚の入口という顔を持っている地域だ

ということを考慮する必要がある。

○入江・高砂貝塚のエリアについて確認したい。

●北限は泉公園線を境に設定し、南限の伊達側を入江川に設定している。

○国立公園特別地域の中において、建築物の高さ制限は自然公園法と建築基準法とどちらの

効力が強いのか。

●自然公園法と建築基準法の両方の法令を守る必要があり、同じ項目については、厳しい法

令が優先される。

○一般区域の景観形成基準は、水色も該当するのか。

●水色は準都市計画区域を示しているが、景観区域の一般区域として規制される。

○入江・高砂貝塚周辺という表現の「周辺」という曖昧な表現で良いのか。

●「周辺」としているのは仮の範囲設定であることから、このような表現とさせていただい

ている、これから地区指定の詳細を設定していく。

○沿道の周辺に生えている雑草が景観を壊している。

●国道・道道とも予算がある中で草刈をしていただいている。なお、国道においてはボラン

ティアを募って行っている場所もある。

○入江・高砂貝塚エリアのあり方については、難しい部分もあるので内海先生と個別に相談

してはどうか。

○沿道景観形成重点区域は、海外資本による乱開発を未然に防ぐ意味でも準都市計画区域も

対象とするべきである。

○届出を必要とする基準については、洞爺湖町独自の景観を守るためにも検討すべきである。

**３．その他**

・景観計画策定のスケジュールを確認

・第４回策定委員会は８月３日（月）１４時を予定。

・事前に資料を送付し、議事について確認してもらう。